

基発 0701 第 11 号
平成 22 年 7 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について」の一部改正について

特別遺族給付金に係る対象疾病の認定については、平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317010 号(平成 20 年 12 月 1 日付け基発第 1201001 号により一部改正)「特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について」(以下「読み替え通達」という。)により指示しているところであるが、「石綿による疾病の認定基準」の改正やこれまでの運用状況を踏まえ、より迅速な事務処理を図る等の観点から、下記のとおり改めることとしたので、今後の取扱いに遺漏のないよう万全を期されたい。

記

- 1 読み替え通達記の第 3 中「1 疾病の特定について」を削り、「、疾病の特定」の次に「及び死亡の原因」を加え、次のただし書きを加える。
ただし、死亡の原因の判断については、石綿肺(石綿肺合併症を含む)、中皮腫、肺がん及びびまん性胸膜肥厚に限るものであること。
- 2 読み替え通達記の第 3 の 2 を削る。

読み替え通達新旧対照表

新	旧
<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 認定に当たっての留意事項</p> <p>石綿による疾病については、その診断が困難なものであるため、業務上外の判断に当たって、診療録を始めとする各種の医学的資料により疾病を特定することを要するものである。</p> <p>しかしながら、特別遺族給付金については、その根拠法である石綿による健康被害の救済に関する法律の目的が、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、迅速な救済を図ることとされていること、また、平成18年3月26日以前に死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したのに対し、その請求に基づき支給されるものであるため、確認を要することとなる医学的資料の収集が大幅に制限されざるを得ないことから、過去の確定診断手法の実状等も考慮し、<u>疾病の特定及び死亡の原因</u>については、特別遺族給付金の支給請求書に添付された死亡診断書等の記載事項証明書等の記載内容により判断すれば足りるものとする。</p> <p><u>ただし、死亡の原因の判断については、石綿肺（石綿肺合併症を含む。）、中皮腫、肺がん及びびまん性胸膜肥厚に限るものであること。</u></p>	<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 認定に当たっての留意事項</p> <p><u>1 疾病の特定について</u></p> <p>石綿による疾病については、その診断が困難なものであるため、業務上外の判断に当たって、診療録を始めとする各種の医学的資料により疾病を特定することを要するものである。</p> <p>しかしながら、特別遺族給付金については、その根拠法である石綿による健康被害の救済に関する法律の目的が、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、迅速な救済を図ることとされていること、また、平成18年3月26日以前に死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したのに対し、その請求に基づき支給されるものであるため、確認を要することとなる医学的資料の収集が大幅に制限されざるを得ないことから、過去の確定診断手法の実状等も考慮し、<u>疾病の特定については、特別遺族給付金の支給請求書に添付された死亡診断書等の記載事項証明書等の記載内容により判断すれば足りるものとする。</u></p> <p><u>2 びまん性胸膜肥厚について</u></p> <p><u>びまん性胸膜肥厚が業務上疾病として療養の対象となる要件として、上記第2の5の(1)のアで「著しい肺機能障害を伴うこと」としたが、これは、じん肺法第4条でいう「著しい肺機能障害」と同様であること。</u></p>